

表 平成27年度介護報酬改定の概要

2月6日社会保障審議会介護給付分科会資料をもとに作成

■改定率：▲2.27%

内訳：在宅 ▲1.42%、施設 ▲0.85%

内容：処遇改善：+1.65%、介護サービスの充実：+0.56%、その他：▲4.48%

■改定のポイント

1. 全体で2.27%のマイナス改定
2. ほぼすべてのサービスの基本報酬は引き下げ：小規模通所介護は約1割の単位が削減。介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム、要支援者対象の特定施設入居者生活介護)でも思い切った基本報酬の削減。
3. 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応のさらなる強化
4. 介護人材確保対策の推進
5. サービス評価の適正化と効率的な提供体制の構築

■おもな改定内容

○認知症加算 60 単位/日 中重度者ケア体制加算 45 単位/日(新設：通所介護)

※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上に該当する者を積極的に受け入れるための体制や、要介護3以上の高齢者を積極的に受け入れる体制を整えている事業所を評価。

○生活行為向上リハビリテーション実施加算(新設：通所リハ)

開始月から起算して3月以内の期間に行われた場合：2000単位/月

開始月から起算して3月超6月以内の期間に行われた場合：1000単位/月

※ADL・IADL、社会参加などの生活行為の向上に焦点を当てた新たな「生活行為向上リハビリテーション」として、居宅などの実際の生活場面における具体的な指導等において、訪問と通所の組み合わせが可能な新たな報酬体系を導入。

○介護職員処遇改善加算 職員1人当たり月額1万2千円相当(新設)

※介護職員処遇改善加算は、現行の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乘せ評価を実施。

※新設の加算(さらなる上乘せ評価)の算定要件：

(1)キャリアパス要件(①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること)

(2)定量的要件(平成27年4月以降、賃金改善以外の処遇改善への取組を新たに実施すること)

○サービス提供体制強化加算

(現行)介護老人福祉施設・介護老人保健施設等 介護福祉士5割以上：12単位/日

⇒介護福祉士6割以上：18単位/日(新設) 介護福祉士5割以上：12単位/日

※介護福祉士の配置が一層促進されるよう、新たに介護福祉士の配置割合がより高い状況を評価。なお、当該加算については、区分支給限度基準額の算定には含めない。

○集合住宅への訪問系サービス報酬：10%減額

※事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する人数に関わらず、当該利用者に対する訪問系サービス(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介)の報酬を10%減算。

○送迎が実施されていない通所介護・通所リハビリの報酬：片道当たり47単位減算

※通所介護、通所リハビリテーション等において、送迎を実施していない(利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合)は、片道あたり47単位を減算。